

事 務 連 絡

令和5年4月21日

認可外保育施設設置者 殿

東京都福祉保健局少子社会対策部

認証・認可外保育施設担当課長

教育・保育施設等における睡眠中及び食事中の事故防止
に向けた取組の徹底について

日頃より、東京都の保育行政に御協力いただきありがとうございます。

4月は進級や新入園等により、各教育・保育施設等（以下「各施設等」という。）において環境が大きく変わる時期です。各施設等での事故の発生を防止するため、従来から、厚生労働省が平成28年3月31日に発出した「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）において、重大事故が発生しやすい場面について、十分な事前教育の実施や、日常的な点検、組織的な取組等の事故の発生防止のための取組を示しているところですが、こども家庭庁等から改めて取組の徹底について下記のとおり周知依頼がございました。

とりわけ、重大事故につながりやすい睡眠中のうつぶせ寝や食事中的誤嚥については、注意すべきポイント等について改めて確認していただくようお願いいたします。

記

施設で睡眠中の事故及び食事中的事故（誤嚥）の防止を行う場合に次の1から3までの取組を行うこと。

1 重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項

ア 睡眠中

医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要。何よりも、一人にしないこと。寝かせ方に配慮を行うこと。

イ 食事中

○職員は、こどもの食事に関する情報（咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況）について共有すること。また、食事の前には、保護者から聞き取った内容も含めた当日のこどもの健康状態等について情報を共有すること。

○こどもの年齢月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をすること。

※りんごや梨等の果物については、咀嚼により細かくなっても食塊の固さ、切り方によってはつまりやすいので、（離乳食）完了期までは加熱して提供すること。

ぶどうは、球形というだけでなく皮も口に残るので危険なため、給食での使用を避けること。

汁物などの水分を適切に与えること。

食事中に眠くなっていないか注意すること。

2 注意事項に係る職員への安全教育

事故を未然に防止するため、睡眠や食事に関わる職員に対して、こどもの睡眠や食事の介助を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについての安全教育を十分に行うこと。

3 職員の資質の向上

事故発生時に適切に対処することができるよう、職員に対して、心肺蘇生を始めとした応急手当等を含む救急対応の実技講習等の研修の機会を設けること。また、一刻を争う状況にも対処できるよう、119番通報の訓練を含めた事故発生時の対処方法を身につける実践的な研修を通じて、事故防止に係る職員の資質の向上に努めること。

【添付資料】

ポスター（うつぶせ寝防止）

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/miniposter.pdf

ポスター（誤嚥防止）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_047/assets/caution_047_210120_1.pdf

ポスター（本件関連 1 ページ、4 ページ）

https://www.jeri.co.jp/wp/wp-content/themes/jeri/pdf/parenting-r3_report3.pdf

ガイドライン（本件関連 1～3 ページ、23 ページ）

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/h280331/guideline-1.pdf>

【担当】

東京都福祉保健局 少子社会対策部

保育支援課 民間保育援助担当

電話：03-5320-4131